

令和6年能登半島地震からの早期復旧・復興を求める意見書（案）

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震の被害は甚大で、240名を超える方々の尊い命が失われ、倒壊家屋は把握できないほど多く、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされている。

被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、1日も早い復興を願うところである。

発災直後から、救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送など、政府をあげた支援により、状況は改善しつつあるが、未だに、電気、上下水道、通信網などのライフラインが十分回復しておらず、特に上下水道については、損傷が激しく、復旧にはまだ長い時間を要する。幹線道路の通行止め箇所も多数あり、迅速な復旧作業や支援物資の輸送の妨げとなっている。

加えて、過疎・高齢化が進んでいる能登地方では、一昨年、昨年、そして今回と連続して大きな地震に見舞われており、懸命に立ち上がろうとしていた方々は再起への意欲を失いかねない状況である。

今後は、避難の長期化が予想される被災者への支援、住まいの提供などの生活再建、さらには観光や伝統工芸、農林水産業など地域を支える産業の復興などが必要である。

一方、近い将来、南海トラフ地震の発生する可能性が極めて高いとされており、発生すれば、能登地方と同様に半島地域である本県の被害も甚大かつ長期化すると見込まれる。

よって、国においては、これらの状況を踏まえ、能登地方を含む全ての被災地が1日も早く復旧・復興を成し遂げるため、また、予想されている災害が発生した場合においても、迅速かつ効率的な支援が行われるよう、下記の点についての取組を強く要望する。

記

1 インフラの早期復旧等

- (1) 物資や復旧の資機材の輸送に資する幹線道路、空港、港湾等の物流インフラ及び、河川、砂防、漁港等の公共土木施設の復旧工事等の国による代行や病院・福祉施設等の早期復旧支援及び支援制度の充実
- (2) 電気、通信網及び上下水道等のライフラインの早期復旧と復旧までの生活環境の早期改善及び支援制度の充実
- (3) 円滑な災害廃棄物処理のための支援や廃棄物処理施設の早期復旧支援、被災した家屋等の解体撤去に対する支援対象の拡大

2 被災者に対する生活支援

- (1) 災害応急対応及び本格復旧に向けた十分な人的支援

- (2) 食料・飲料水、生活物資等の十分な確保と円滑な供給支援
- (3) 感染症などの二次的健康被害の防止にも配慮した避難所運営への支援
- (4) 仮設住宅・みなし仮設住宅への財政的・手続的支援
- (5) 心身のケアなどの健康管理・精神保健活動への支援
- (6) 被災した児童生徒等の教育機会の確保

3 被災地の復旧・復興に向けた支援

- (1) 被災者生活再建支援金の支給対象や適用地域の拡大
- (2) 伝統産業、観光産業、農林水産業等の基幹産業の早期復旧・復興及び地域のくらしを支える中小企業・小規模事業者等の事業再開への支援と雇用の維持
- (3) 地方が行う災害復旧、復興等に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、地方負担に対する十分な交付税措置などの被災地の実情を踏まえた財政等の支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提出者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次
小西 政宏
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）